

構成員提出資料

目次

○ 王寺 直子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 1
○ 奥山 千鶴子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 3
○ 菊地 加奈子	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 5
○ 駒崎 弘樹	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 7
○ 万井 勝徳	構成員提出資料	・ ・ ・ P. 17

令和6年12月26日

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることに、強く賛同しております。その上で、この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」とした制度であることを確認したうえで、「こども基本法及びこどもの権利条約」を基に試行的事業並びに本格実施が行われることを強く願っております。

全国で「こども」が「誰でも」安心して「通園」できる制度となることができれば、こどもの発達に大きく寄与され、また、その保護者にとってもこどもの育ちを客観的に把握し、こどもと向き合うことができると思います。そのためには、どの制度においてもこども基本法の理念にある「こどもの意見を聞く」、「こどもにとってどうなのか」という点を丁寧に吸い上げ、施策に反映することが大変重要になることと考えます。

現状の保育現場は保育士の不足が危機的な状況となっており、通常保育を維持するだけでも精一杯という地域・施設が少なくありません。この制度をしっかりと位置付けるためにも、保育者に対する抜本的な処遇改善、配置基準の抜本的な見直しが最優先事項です。

「こどもまんなか」が揺らぐことなく、推進されることを強く願っております。

1. こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめについて

こどもが安心・安全に過ごすことができ「生命の保持と情緒の安定」を保証することができる環境を提供できる施設において事業を実施していただくことと併せて、配置される職員についても、0.1.2歳の発達の特性や見識を有し、十分な保育の経験を持つ保育士有資格者が担当されることを強く望むと共にそれが保障できる給付単価となることを強く要望する。

2. こども誰でも通園制度の実施に関する手引きについて

今回提示された内容では、保護者・実施事業者、社会全体に向けての意味合いを含んだ内容が混在し、誰に対しての手引きなのかが明確となっていない。

この手引きを誰に、どのように利用していただくか、何を目的としてこれを作成するのか、明確にしていきたい。

3. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

2. 制定の概要（11）他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準については、具体的にどの事業に対して「設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる」のか、見解をお示しいただきたい。

以上

2024（令和 6）年 12 月 26 日

第 4 回 こども誰でも通園の制度化、本格実施に向けた検討会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

1. 中間とりまとめ（案）について

（1）未就園児という言葉について（P2）

未就園児という言葉ではなく、「就園前のこども」としてはいかがでしょうか。幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）において、0～2 歳児の約 6 割は就園していない状態であり、0～2 歳児に関しては可能な限り家庭で育てたいと考える保護者がいるなど、就園していないこどもとその家庭の子育て状態は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないように留意が必要と記載されています。

（2）対象施設（P4）

令和 6 年 9 月 20 日付けの調査結果ですが、実態を示すうえで、一時預かり事業実施の有無の記載があると思いを考えました。

一時預かり事業実施の有無 あり 417 か所（52%）、なし 381 か所（48%）

（3）多様な主体を認める観点から対象施設を限定しない（P5）

認定基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする点については、多様な主体の参画を認める観点からは是非、推進をお願いいたします。また適切な事業実施を行い実績がある事業者が排除されないようお願いいたします。

（4）対象となるこども（P5）

0 歳 6 か月～満 3 歳未満で次年度実施していくことは了解いたしました。ただ、0 歳 6 か月までの伴走型相談支援は相談であって直接的な支援ではありません。産後ケア事業や養育支援訪問事業、産後の家事育児支援は利用希望者が誰でも活用できるといった供給体制にありませんので、併せて産前産後から 0 歳 6 か月までの支援の充実を希望いたします。地域子育て支援拠点もこれまで以上に、0 歳 6 か月までの支援に注力したいと考えます。

（5）利用方式（P6）

定期的な利用方式または自由利用方式については、事業類型によって家庭との関係性が異なる点も踏まえ、事業者が選択できるようをお願いいたします。地域子育て支援拠点事業においては、普段から家庭が利用している施設での実施となるため、自由利用が親子に負担なく行えると考えます。また、定期利用のみに限定となる場合、キャンセルとなった枠を補填することが難しくなります。

（６）補助単価の件（10P）

こどもの年齢に応じた 1 時間当たりの補助単価の設定に加え、取り組む事業者の安定的運営を支えるための基礎的給付は、必要不可欠だと考えます。

（７）経過措置期間による利用時間（P12）

令和 8・9 年の 2 年間の経過措置期間における利用時間に関しては、全国の実践状況を踏まえて、次年度以降も丁寧な議論が必要だと考えます。

2. 手引きについて

P4 こどもとの接し方が変わる → こどもとの接し方を見直す

P4 保護者にとっての意義

こどもの出来ていること → こどもの得意なことや出来ていること

口頭でのアドバイス → の前に信頼関係の構築が大切です。P29 に記載があるように、保護者の気持ちの受け止め、信頼関係を基本に自己決定を尊重などの構築がまず記載された方が良いと感じました。

また、家では提供できないこども同士のかかわりの必要性の理解は、保護者にとっての意義の文章の中にも、追記した方が良いと思います。

さらに、育児に対する負担感の軽減だけではなく、前向きな子育てにつながる点も触れていただければと思います。

P5 自治体の役割に入れるのがふさわしいかどうかは検討が必要ですが、0 歳 6 か月までの支援の充実についての体制整備についても記載してほしいと思います。特に、こども家庭センターと連携が求められている「地域子育て相談機関」、その担い手である「利用者支援事業基本型」の専門員の配置が充実すること、地域子育て支援拠点の活用や産後ケア事業・産後サポート事業や伴走型相談支援の体制整備が重要であると考えます

P7 地域子育て支援拠点 → 地域子育て支援拠点事業所

P28 保護者への対応

家では提供できないこども同士のかかわりの必要性の理解は、保護者にとっての意義の文章の中にも、追記した方が良いと思います。

P30 関係機関の連携図

こども家庭センターと連携が求められている「地域子育て相談機関」、その担い手である「利用者支援事業基本型」の専門員の配置が充実すること、地域子育て支援拠点の活用や産後ケア事業・産後サポート事業や伴走型相談支援の体制整備が重要であると考えます。

P34 他制度との関係性

ここでは、一時預かり事業との関係についての留意点等があげられていますが、相反する内容が記載されているように感じました。将来展望も含めて、その利用目的や連携のあり方については引き続き、検討していく必要があることを記載したほうが良いと思います。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会 (第4回) 意見書

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション

代表 社会保険労務士 菊地加奈子

2024/12/26

意見の概要

1. 手引きー目的・意義に関すること

i こども誰でも通園も一時預かりも「こどものため」の制度・事業であるべきでは？（P34）

手引きの中で二つの制度・事業の違いについて

「一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対するもの」

「誰でも通園制度は（一時預かり事業のように）保護者のために預かるというサービスなのではなく・・・」

といった表現がなされています。私は乳幼児一時預かり事業を実施していますが、現場の保育者は「こどものため」に全力で保育を行っていますし「保護者のために預かっている」という意識を持っている者はありません。

また、後段において、「こども誰でも通園制度と一時預かり事業と併用を行ってもこどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要があります」と示されている通り、「誰のためか」を無理に明確にしすぎてしまうと、矛盾が生じるようにも感じます。さらに、こども誰でも通園制度と既存の一時預かり事業との序列のような認識にもつながりかねません。

【一時預かり事業】：保護者が「リフレッシュ」「通院」「体調不良」「短期の就労」といった理由でこどもと離れたとしても、こどもにとって安心・安全で豊かな環境が提供される。

【こども誰でも通園制度】：理由を問わず、こどもの育ちを応援する。

等、

とても難しい部分と承知していますが、丁寧に定義して頂きたいです。

2. 職員の資質向上等（その他留意事項）

i 管理者の責務・研修の要件について（P35）

保育士資格のない従事者がこども誰でも通園制度に従事する際に「子育て支援員研修を受講していればよいのか」「こども誰でも通園制度独自の研修を今後整備し、それを受講要件とするのか」といった区別がつきにくいと、明らかにして頂けるとありがたいです。

「管理者の責務」の箇所においては、保育所保育指針の「施設長の責務」の部分を準用していると推測しますが、当該箇所は職員の評価を行うことで資質能力を把握し、必要な研修計画につなげるという内容と理解しております。制度開始前の研修ルールだけでなく、施設ごとに必要に応じた研修計画の立案・実施についても触れてよいのではないのでしょうか。

3. 制度の概要に関すること

i システムの機能の追加（P13）

実費徴収分が確認できるよう、「給食」「おやつ」の利用分、おむつ処理料なども予約段階で確認ができ、実績として集計できるようにしておくとういのではないのでしょうか。

i 施設基準（質問）

通常の一時預かり（一般型）用の保育室等、他の子育て支援事業で使用している保育室との日替わりによる併用は可能でしょうか。



第4回 こども誰でも通園制度の制度化、 本格実施に向けた検討会 意見書

2024年12月26日



特定非営利活動法人
全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える

Florence

AGENDA

1. 居宅訪問型保育について
2. 受け入れ可能年齢について

1. 居宅訪問型保育について（再掲）

こどもまんなか
こども家庭庁

主な検討事項⑤：実施方法

試行的事業の状況

- 試行的事業では、一時預かり事業における実施方式を踏まえ、一般型（在園児合同又は専用室独立実施）又は余裕活用型により実施している。
- そのうえで、「医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、こどもの状態により、外出が困難な場合には、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することも可能」としている。

対応の方向性（案）

- 試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づけてはどうか。
 - その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本する制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとしてはどうか。
- （※）こどもの居宅への保育従事者の派遣のみを行う事業類型は、法令上規定しない。

- **医療的ケア児・障害児** に対応するため、**居宅への保育者派遣を「運用上認める」**
ことを示していただきありがとうございます。

1. 居宅訪問型保育について

医ケア児・障害児が安心して制度を利用できるよう、各種課題の対応をお願いします

(1) 令和7年度は、居住自治体と施設所在自治体の双方が事業を実施していなければ利用できません。

・医ケア児受け入れを行う保育施設は少なく、居宅訪問型保育は自治体を越えて居宅に訪問することが多いです。

→特例として、居住自治体の事業実施有無に関わらず利用できる仕組みが必要です。

(2) 居宅訪問型保育のみをおこなう事業者が対象外とされています。

・居宅での医ケア児保育にノウハウのある居宅訪問型保育事業者を対象外とし、経験の少ない施設で対応するのは、利用者のニーズを満たせないおそれがあります。

→居宅訪問型保育のみを行う事業者も制度の対象に含めてください。

(3) 居宅訪問型保育に対する加算がありません。

・居宅の場合、保育施設で受け入れる場合と異なり、保育従事者の**移動時間や交通費**が発生します。

・気管切開をしていたり、呼吸器を使っているこどもは**看護師**を保育従事者として派遣する必要があります。

→保育施設における医療的ケア児加算（2,400円/時）に加え、居宅で医ケア児をお預かりする場合の加算を創設してください。

1. 居宅訪問型保育について（参考）

令和7年度 見 積 額	令和6年度 当初予算額	増(△)減	事 項
百万円	百万円	百万円	
45	0	45	14 ⑨⑩ 医療的ケア児等の育ちの支援事業 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図る。

- 東京都 福祉局 令和7年度予算要求 「医療的ケア児等の育ちの支援事業」 <新規>
「医療的ケア等により保育所を利用することができない児童に対し、保護者の就労の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上などこどもの健やかな成長を図る。」

→特段、居宅訪問型保育事業者を排除していません。

2. 受入可能年齢について（再掲）

こどもまんなか
こども家庭庁

主な検討事項②：対象となるこども（年齢）

試行的事業の状況等

- 試行的事業においては、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」とされている。
- 児童福祉法では、満3歳未満を対象としており、下限を規定しておらず、下限を規定する場合には、児童福祉法施行規則において規定する必要がある。

対応の方向性（案）

- 令和7年度からのこども誰でも通園制度の制度化にあたっては、0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満としてはどうか。

①伴走型相談支援事業等の実施 ②安全配慮上の懸念 の2点を理由として、
「0歳6ヶ月以上」の制限は継続するものと記載されています。

2. 受入可能年齢について

既存事業では、0～6ヶ月のセーフティーネットとして不十分です

①伴走型相談支援

出産育児などの見通しを立てるための面談を3回実施する（妊娠届出時、出産間近、産後間もない時期）。1回目と3回目の面談をうけると合計10万円相当のギフトが受け取れる。

- ・親への支援であり、量・質、支援の意義そのものが異なります。
- ・産後の面談は1回です。

②産後ケア

退院直後の母子に対し心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（原則7日以内）

- ・産後ケアを実施している自治体のうち90%超が対面で申請を受付し、54.5%が本人の利用希望だけでは利用を認められない等、利用までのハードルが高く、7日という量も十分とは言えません。

出典 政府広報「【ショートver.】妊婦・子育て家庭に寄り添う「伴走型相談支援」」<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25923.html>

こども家庭庁「産後ケア事業について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ce28e632-7504-4f83-86e7-7e0706090e3f/1d73c9a2/20231122_councils_shingikai_seiiku_iryoku_tWs1V94m_04.pdf

厚生労働省『産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について』（2023年）[産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について](#)

2. 受入可能年齢について

③一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

- ・ 1,269自治体で実施（＝全く行っていない自治体もある）
 - ・ 利用者が施設へ直接予約するため、市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど
 - ・ 0歳児の受入可能月齢は平均5.7か月以上
- こども誰でも通園制度利用前の受け皿としては不十分です。

④通常の保育

保育の必要性の事由に「虐待（のおそれ）」があり、「優先利用」の仕組みがある。

- ・ 「虐待のおそれ」の判定基準が不明瞭なうえ、そうした危うい状況にならないと利用ができません。
 - ・ 保護者が申請しないと利用できません。
- こども誰でも通園制度は**そうなる前に**利用が開始でき、「代理申請」のしくみがあります。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング『一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書』（2023年）

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_02.pdf

こども家庭庁「こども誰でも通園制度（仮称）の創設について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3161da95-fcbe-42f1-9f83-e92a6267552b/589d78b6/20231121_councils_shingikai_kodomo_kosodate_2BH1psuV_02.pdf

2. 受入可能年齢について

既存事業（通常保育、一時預かり、伴走型相談支援や産後ケア事業）等によって、一定の支援はあるものの、0歳6ヶ月未満のこどもへ虐待等を未然に防ぐには、量・質の面から十分とはいえない状況です。

これらを「こども誰でも通園制度」と併存させ、親、こども双方への重層的な支援とすることができないでしょうか。

0歳6ヶ月未満の場合は、**親子通園や慣らし保育を条件として
受入可能な園だけでも、受け入れを認めてください**





特定非営利活動法人

全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える

Florence

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた 検討会（第4回）提出資料

- 1 乳児等通園支援事業 想定される実施方法・質問・確認事項等
- 2 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項
- 3 乳児等支援給付・総合支援システムにおける課題・懸念点・要望等

2024年12月26日（木）



● 1 乳児等通園支援事業 想定される実施方法・質問・確認事項等

【事業の実施形態について】

Q1	専用職員等が不要となる【余裕活用型】は定員の欠員を活用する場合に限られているが、本市の状況として、保育所等の欠員枠は年度内において充足していくため、1年を通じて本事業の枠を確保することができない等の課題があるところ、「弾力入所」の枠については、保育所等の状況によっては本事業の枠として活用できるのではないかと考えているところ、そのような事業形態で教育・保育施設として認可された保育室の一部を本事業の実施場所として共有し実施することは可能か？ 可能な場合、職員体制は【一般型】となり教育・保育給付とは別の職員を確保する必要があるのか？ また、この場合、教育・保育施設の認可等でも別途何らかの手続きが必要になるのか？
Q2	本事業の実施あたり、定期利用・自由利用の規定は設定されないということだが、一方で、自由利用の想定として、定期利用先を見つける間や、里帰り時等一定の理由や状況を想定されている記述もみられるため、国としては本事業は「定期利用」を根本にしており、自由利用は一定の条件下でのみ想定されているという認識でよいのか？ もし、自由利用について、特に条件や原則等もなく可能ということになれば、本事業の理念等に反して、結果的に保護者都合の「預かり」と差別化できない運用も出てくるのではないかとと思われるが、この場合、本事業の適・不適はどのように判断されるのか？ ※「認可・確認主体となる各自治体で判断」とされると、自治体ごとに判断が異なることも想定されるため、国において一定ルールを設定することが望ましいと考えるがいかがか？

【事業実施にあたり求められる内容について】

Q3	本事業の実施あたり、現在の試行的事業の事業内容で「必要に応じて」行うこととなっている以下の内容について、各事業者の判断で「必要に応じて」行うことでよいのか？ ・集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画の作成 ・日々の保育状況の記録 ・養育する保護者に対する面談(事前面談以外)や子育てのアドバイス ・実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会の設定 また、利用当日に、通園がない場合の対象児童の状況確認はどの程度求めるのか？ ※特に条件等なく自由利用が可能である場合、上述の内容を事業者が行うことは難しいと思われるがいかがか？
----	---

● 1 乳児等通園支援事業 想定される実施方法・質問・確認事項等

【親子通園について】

Q4 親子通園のルールはなにかしら基準等において定められるのか、定められる場合こういったものとなるのか？

Q5 本事業は保育が必要なこどもに対して保護者に代わり保育を提供する通常の「保育」でも、保護者の状況により一時的に保育を行う「預かり」でもない、保護者都合ではなく、こどもの育ちを考えた新たな事業ということだが、親子通園を原則とし、ある程度保護者も見守れる中で、保育士等を中心とした集団保育を実施するようになる形態での実施は不可能なのか？

例えば、毎回親子で通園し、こどもが本事業を利用する間、園内の別室等で、保護者向けの相談や交流の場を提供し過ごしてもらうような形態は本事業としては不適となるのか？

※保護者都合による保育の確保を趣旨とするものではないことから「親子通園」を原則としても、こどもの集団保育・環境が整備されていれば、本事業の理念は果たしていると考えられ、特に低年齢児が対象となる本事業において、こどもが保護者と離れて過ごす精神的不安等を考慮し、上記のような形態が事業者や利用者の選択肢としてあってもよいと考えるがいかがか？

● 2 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項

【令和7年度及び令和8年度以降の単価設定について】

Q1

年齢区分に応じた単価の設定とあるが、この年齢は満年齢か、それとも年度初における年齢(学年)どちらを想定しているのか？

満年齢を想定している場合、各利用こども毎に、誕生月は「利用日」によって単価が変わってしまい、事業者の職員配置体制や利用料の設定等において影響があると思われるが、いかがお考えか？

※教育・保育給付では公定価格の年齢区分は「学年」で設定されており、事業者も当該給付を背景に職員体制を確保できるため、本給付も同様に考えるのが望ましいと思われるがいかがか？

Q2

現状、単価は1時間あたりで想定されているが、利用時間の単位は定められるのか？

現在総合支援システムでは30分単位が想定されているようだが、30分単位となる場合の委託・補助又は給付額の算定は0.5時間で算定し、1円未満切り捨てとなるのか？

または各事業所ごと1月あたりの時間を集約し、1時間未満切り捨てのような算定となるのか？

※この場合、分単位の算出方法により、結果的に切り捨ての場合は、利用こども1人あたり月10時間を下回ったり、四捨五入等の場合、月10時間を上回る可能性も出てくるがどのように想定されているか？

【システム機器等への補助事業について】

Q3

本事業に必要なシステム・機器購入については、保育対策総合支援事業費補助金の「保育所等におけるICT化推進等事業」での措置となるが、現行「業務のICT化等を行うためのシステム導入」は本事業の活用は1施設1回限りとなっているが、「乳児等通園支援事業のICT化等を行うためのシステム導入」も同様に活用は1施設1回限りとなるのか。

また事業概要で、ICT未導入の場合は50万円、導入済の場合は20万円が補助上限となっているが、この導入の判定は、「本補助事業を活用した乳児等通園支援事業のICT化等を行うためのシステム導入」を指しているのか、それとも過去に「業務のICT化等を行うためのシステム導入」を活用した又は補助事業等は活用せず独自にシステム導入している場合もICT導入済の補助上限となるのか。

【標準化されるシステムとの連動・必要な対応等について】

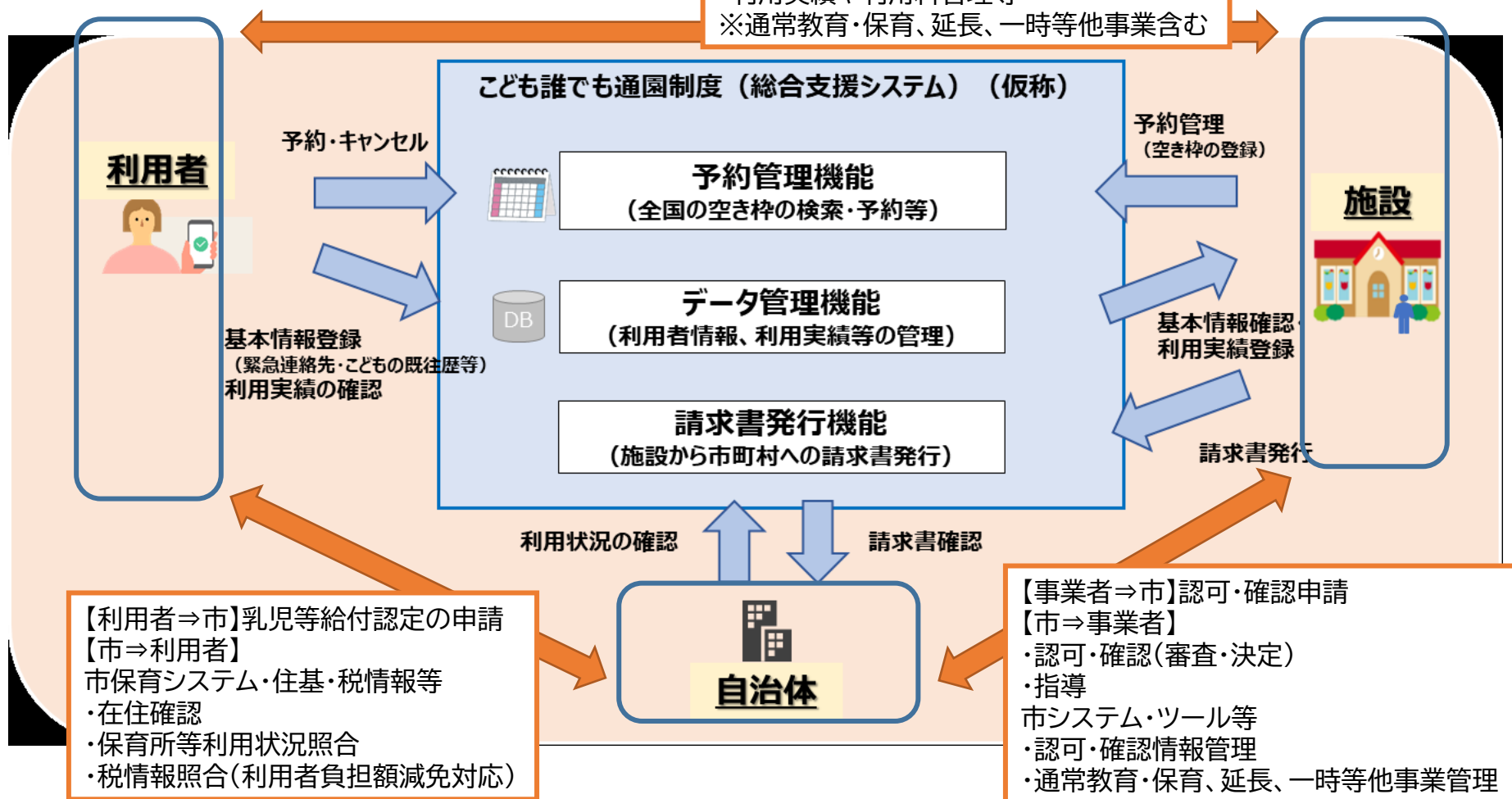
Q4

現在本市はシステムの標準化対応に追われており、新システム導入やカスタマイズ等が困難な状況であるところ、本総合支援システムについては、標準化の仕様にはないようだが、今後なんらかの対応が想定されているのか？

また、現時点で考慮しておかなければならないことはあるか？

3 乳児等支援給付・総合支援システムにおける課題・懸念点

制度実施イメージ(国イメージへの追記)



国の総合支援システムの導入により、利用者も、施設も、自治体も「利用に必要な手続き・管理」と「総合支援システム上必要な手続き・管理」の2重の手続き・管理が必要になることが予想される

3 乳児等支援給付・総合支援システムにおける課題・懸念点・要望等

【利用者の基本情報等の入力処理・対応について】

本総合支援システムの利用にあたり、利用者の氏名や連絡先、こどもの情報等、基本情報の入力を利用者本人ではなく、各自治体がすべて入力し、変更権限も自治体のみを想定されているとお聞きしておりますが、各自治体担当者的入力、記載内容の確認作業等の負担が大きく、また入力誤りの懸念もあること、メールアドレス等の連絡先の変更も、利用者の権限では変更できないことから、自治体にその申請を行い、自治体でしか変更できないというのは非常に非効率であるため、基本的な情報は本システムの申請開始時点で利用者本人に入力していただき、連絡先等随時変更が想定される項目は利用者本人が変更できる、各自治体はその内容(変更内容含む)を住基や各自治体の保育システム等と照合し承認(認定)するような仕組みとしていただきたい。

認定申請段階で、電子申込のような措置を取ることで対応できるところもあるが、その場合、そもそも利用者は本総合支援システムをインストールして事業の説明等を確認してから、いざ使用するにあたっては、まず各自治体のホームページ等での申請手続きも行う必要があり、新たなシステムとして、このような二度手間とならない仕様にしていただくのがよいのではないかと。

【特に市をまたいだ転居に対する処理・対応について】

基本的に転居届や住基への反映は事後となることがほとんど(転居後14日以内の届出が原則)で、利用者に事前の変更依頼・連絡等をお願いしていても、結果的に引っ越しによる認定期間(システムアカウントの有効期間)の変更は、事後(遡及)処理となってしまうと考えております。

本システム上では、認定の失効に連動して、認定期間外となった事前の予約等も一旦取り消される仕様ときいており、そこで必要となる調整や対応は、システム外で利用者、事業者、当該関係自治体間で個別対応することになるということで、本システム管理の都合で、当該関係者すべてに大きな負担や場合によっては利用できなくなったり、給付対象外になる等の損失が生じる可能性も想定されるため、何らか柔軟に対応できる取扱い等をご検討いただきたい。

【利用実績等の遡及処理・対応について】

上記転居の場合等、何らかの事情で遡及対応が必要となった場合、入力期間締切後の対応はシステム外での処理を想定されているときいておりますが、一方で利用実績の統計や給付の支弁管理が必要となることから、結局システム上でも各自治体による個別実績修正等の処理が必要となると思われるため、請求額の調整や精算等もシステム内で対応できるようご検討いただきたい。